

証券コード 4165

2025年12月3日

(電子提供措置の開始日 2025年11月27日)

株 主 各 位

東京都中央区銀座六丁目10番1号

G I N Z A S I X 1 0 階

株 式 会 社 プ レ イ ド

代表取締役CEO 倉 橋 健 太

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第14期定時株主総会招集ご通知」及び「第14期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://plaid.co.jp/ir/stock/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2025年12月17日（水曜日）午後7時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月17日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月18日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO 日本橋室町野村ビル5階 大ホール（a+b）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第14期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件
第4号議案 資本準備金の額の減少の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、同ウェブサイトに掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月18日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年12月17日（水曜日）  
午後7時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年12月17日（水曜日）  
午後7時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

切取線

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

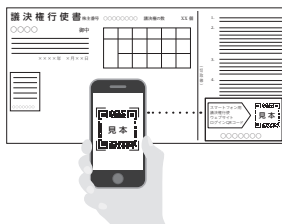
インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

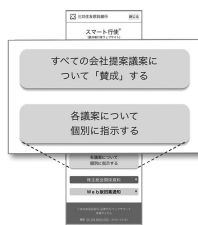
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

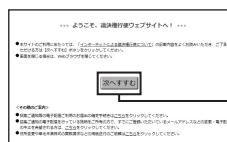
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法等が  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しい  
パスワードを設定してくだ  
さい

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## バーチャル株主総会へのご出席のご案内

本株主総会は、会場へご来場しての出席のほか、総会当日に専用のウェブサイトからインターネット上で出席し、ライブ配信映像の視聴、議決権行使及びご質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル株主総会となります。

また、同サイト内より、事前質問をお受けしておりますので、是非ご利用ください。

※インターネット経由でご出席される場合、6頁の注意事項を必ずご一読ください。

### 1. 配信日時

**2025年12月18日（木曜日） 午前10時から（予めログインしてお待ちください）**

### 2. アクセス方法

接続先： <https://web.sharely.app/login/plaid-14>



① 上記のURLを入力いただくか、右図の二次元QRコードを読み取り、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

② ログインには「株主番号」、株主名簿にご登録のご住所の「郵便番号」及び「保有株式数」が必要です。これらは議決権行使書に記載があります。お電話などのご照会には回答いたしかねますので、議決権行使書を投函される前に、記載されている「株主番号」「郵便番号」「保有株式数」は、必ずお手許にお控えください。

※ご登録住所変更のお届出をされている場合は、変更前の「郵便番号」をご入力ください。

※本日より株主総会当日までいつでもログインは可能です。

※ご不明点に関しては、下記URLよりFAQサイトをご参照ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

### 3. 事前質問方法

接続先： [https://web.sharely.app/e/plaid-14/pre\\_question](https://web.sharely.app/e/plaid-14/pre_question)



① 上記のURLを入力いただくか、右図の二次元QRコードを読み取り、バーチャル株主総会サイトにアクセスしてください。

「2. アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、事前質問受付フォームよりご送信ください。

**【事前受付期間】 2025年12月3日（水曜日）から2025年12月12日（金曜日）まで**

※ 受付期間終了後にお送りいただいたご質問及び株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合があります。

### 4. 当日の議決権行使及び質問方法

**【受付開始】 2025年12月18日（木曜日） 午前10時から**

「2. アクセス方法」に従ってアクセス・ログインしていただき、「株主総会参考書類」をご検討の上、視聴画面下の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。また、視聴画面下の「質

問」ボタンより報告事項及び決議事項に関する質問内容をご入力ください。

5. 当日のバーチャル株主総会「Sharely」に関するお問い合わせ先

【電話番号】 03-6683-7661

(Sharely株式会社 ヘルプデスク)

【受付日時】 株主総会当日 午前9時から株主総会終了時まで

以上

注意事項

- インターネット経由にて議決権行使及びご質問が可能です。動議の提出はできません。動議を提出する可能性がある株主様は、株主総会会場へ直接ご出席ください。また、当日の動議提案に対する賛否の表明もできませんので、動議の採決が必要になった場合は、インターネット出席者は棄権又は欠席として取り扱うこととなりますので、予めご了承ください。
- インターネット等又は書面（郵送）による議決権の事前行使をされ、当日インターネット経由で出席した場合は、当日もしくは最後に行われた議決権行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、株主様が事前に議決権を行使されている場合に、当日インターネット経由で出席して再度議決権を行使されたときは、事前の議決権行使の効力は破棄しますが、当日インターネット経由での出席中に議決権を行使されなかったときは、事前の議決権行使の効力は取り消さずに維持する取り扱いとします。また、事前に議決権を行使されず、当日インターネット経由での出席中に議決権を行使されなかった場合は、棄権の取り扱いとします。
- 代理人によるインターネットでの出席はできません。代理人にて本総会へ出席する場合は、株主様ご本人の議決権行使書及び委任状をもって株主総会会場へ直接ご出席ください。
- 株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。予めご了承ください。
- 当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害が発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加の株主様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- バーチャル株主総会当日において、オンライン参加の株主様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。予めご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- 株主総会当日のライブ配信のための映像撮影は、議長及び当社役員席のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。  
<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

# 事業報告

(2024年10月 1 日から)  
(2025年 9 月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは「データによって人の価値を最大化する」をミッションに掲げ、世の中に溢れる様々なデータを生活者（注1）にとって価値あるものとして還元し、豊かな体験を流通させることを目的に、当社の提供するCX（注2）（顧客体験）プラットフォーム「KARTE」をウェブサイトやスマートフォンアプリを運営する企業に向けて、クラウド方式（注3）で提供しております。

ショッピングや旅行、金融など様々なサービスがインターネットを介して提供されるようになった今、生活者が企業にもとめることは、「自宅にいながら買い物できる」「予約できる」といった単なる利便性だけではなく、自分の興味や状態に合った最適な提案を受けられる良質なコミュニケーションやその先の体験へとシフトしていると当社グループは考えております。

一方で、企業がそれに応えるためには、データの蓄積、統合、分析を通じて一人ひとりの状態を正しく理解し、それに基づいて適切なコミュニケーションを図る、あるいはウェブサイトやスマートフォンアプリをパーソナライズさせる仕組みを構築する必要がありますが、これらの取り組みは企業にとって複雑で難易度の高いものとなっているのが現状です。

企業は「KARTE」を活用することにより、ウェブサイトやスマートフォンアプリ上のリアルタイム行動データを中心とする様々なデータを、ユーザー単位で解析することができます。それによって、一人ひとりの興味や状態が可視化され、ユーザーをPV（注4）やUU（注5）といった塊の「数字」としてだけではなく、一人の「人」として理解しやすくなると当社グループは考えております。その上で企業は、「KARTE」内で一人ひとりの興味や状態に合わせた多様なコミュニケーション施策を実施し、その結果を検証することなどができます。

顧客体験向上やデータ活用に対する企業の関心が高まる中、「KARTE」はウェブサイトやスマートフォンアプリ上のマーケティング領域に留まらず、カスタマーサポート領域など様々な企業活動において活用いただいております。今後も「KARTE」の機能強化や各種プロダクトの提供を通じて、企業が統合的にユーザーを理解できるデータ環境の拡充を進めていきます。

当連結会計年度においては、「KARTE」の販売強化に向けた組織変更や人員増強を行ったほか、更なる事業領域の拡大に向けた取り組みも行いました。



この結果、当連結会計年度の末日における当社グループのARR（注6）は12,165,871千円となり、売上高は13,396,474千円（前期比21.9%増）、営業利益は1,431,874千円（前期は営業利益260,915千円）、経常利益は1,380,506千円（前期は経常利益184,413千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,099,057千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益320,732千円）となりました。

なお、当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

- （注）
1. 世の中一般の不特定多数の人々を「生活者」、企業が商品・サービスを提供する相手を「ユーザー」と表記しております。
  2. Customer Experience（カスタマーエクスペリエンス）の略語であり、一般的に「顧客体験」と訳されますが、顧客がよいと感じられる体験、つまり「顧客が体験して得られる価値」までも含めて定義しております。
  3. クラウドコンピューティングの略語であり、ソフトウェア等のシステムをインターネット経由でサービス提供することを前提とした仕組みの総称であります。
  4. Page View（ページビュー）の略語であり、ウェブサイト内の特定ページが開かれた回数を表し、ウェブサイトがどのくらい閲覧されているかを測るための指標の一つです。
  5. Unique User（ユニークユーザー）の略語であり、特定の集計期間内にウェブサイト又はスマートフォンアプリに訪問したユーザーの数を表す数値です。
  6. Annual Recurring Revenueの略語であり、各期末の月次サブスクリプション売上高を12倍して算出。既存の契約が更新のタイミングで全て更新される前提で、既存の契約のみから、期末月の翌月からの12ヶ月で得られると想定される売上高を表す指標です。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は108,395千円であり、その内容は、PC等の購入による工具器具備品46,557千円、ソフトウェアの開発58,540千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、今後の安定的な資金調達体制の構築及びM&A投資資金等への充当を目的として、金融機関より1,300,000千円の資金調達を実施いたしました。

## ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年5月15日に連結子会社であるアジト株式会社株式の33.2%を追加取得し、100%子会社といたしました。



## (2) 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金     | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                                      |
|-------------------|-----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社エモーションテック     | 100,000千円 | 63.2%    | CX（顧客体験）マネジメントクラウド「EmotionTech CX」及び従業員体験EX（従業員体験）マネジメントクラウド「EmotionTech EX」の開発・運営 |
| 株式会社 RightTouch   | 100,000千円 | 86.4%    | カスタマーサポートプラットフォーム「QANT」の開発、提供                                                      |
| ア ジ ト 株 式 会 社     | 22,303千円  | 100.0%   | マーケティングテクノロジーの企画・開発・運営                                                             |
| 株式会社C O D A T U M | 185,000千円 | 100.0%   | デベロッパー向けデータ分析プロダクトの提供                                                              |

## (3) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

### ①提供するサービスの向上

当社グループの顧客基盤の拡大に伴い、顧客ニーズも多様化しております。当社グループは、多様化する顧客ニーズを的確に捉え、既存プロダクト、サービスの更なる付加価値向上を図ることが欠かせないものと認識しております。そのため、当社グループは、プロダクト、サービスの機能追加・改善を継続的に実施し、顧客価値の向上に努めてまいります。

### ②プロダクト、サービスの認知度向上

当社グループが成長を維持していくためには、当社グループのプロダクト、サービスの認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従前より、積極的なマーケティング活動やパートナー企業との提携等の認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、これらの活動をより一層強化・推進してまいります。

### ③プロダクト、サービスに対する顧客の価値実感の向上

優れたプロダクトやサービスを顧客に提供するだけで、顧客がその価値を実感できるとは限りません。当社グループのプロダクトやサービス、特に「KARTE」は、顧客企業が積極的に活用して、その先にいるユーザーのCXを高めることで初めて価値を生み出します。そのためには、単にプロダクトやサービスを顧客に提供するだけでなく、顧客が「KARTE」などの我々のプロダクトやサービスを活用できる状態にしていくことが、顧客企業にとっても、我々にとっても、そして顧客企業の先にいるユーザーにとっても大切です。

それを実現していくために、我々はカスタマーサポートなどの有償・無償の顧客支援を提供していくことが大切であり、そのための人的資源に投資していく方針です。

### ④組織体制の整備

当社グループは、顧客基盤の拡大、サービスの付加価値向上及び新規サービスの開発等の多面的な取り組みにより成長を継続していくため、多様なバックグラウンドの優秀な人材を採用・育成し、組織体制を整備・強化していくことが重要であると考えております。当社グループの理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備を継続的に実施してまいります。

### ⑤経営基盤の強化

事業の拡大に伴う人材増強及び経営基盤の強化が欠かせないと認識しております。継続して人材の確保・育成・活用を行うと同時に、マネジメント力の強化や財務健全性の確保等の収益力を支える経営基盤の強化を図り、勢いのある成長を目指していきます。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年9月30日現在）

| 氏 名       | 会社における地位  | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                      |
|-----------|-----------|----------------------------------------------|
| 倉 橋 健 太   | 代 表 取 締 役 | 執行役員CEO                                      |
| 柴 山 直 樹   | 取 締 役     | 執行役員                                         |
| 高 柳 慶 太 郎 | 取 締 役     | 執行役員                                         |
| 松 澤 香     | 社 外 取 締 役 | 三浦法律事務所 パートナー<br>OnBoard株式会社 代表取締役<br>渋谷区副区長 |
| 三 村 真 宗   | 社 外 取 締 役 | 株式会社U-ZERO 代表取締役CEO                          |
| 後 藤 圭 史   | 常 勤 監 査 役 |                                              |
| 山 並 憲 司   | 社 外 監 査 役 | 株式会社Smart Opinion 代表取締役                      |
| 福 島 史 之   | 社 外 監 査 役 | 株式会社kubell 社外取締役（監査等委員）<br>クラシル株式会社 社外監査役    |

- (注) 1. 取締役松澤香氏及び取締役三村真宗氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山並憲司氏及び監査役福島史之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役松澤香氏は、弁護士及び企業経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、法務及び企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役三村真宗氏は、企業経営者としての豊富な知識及び経験に基づき、企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 常勤監査役後藤圭史氏は、長年にわたり当社の管理部門に在籍し、法務・情報セキュリティに携わってきた経験があります。
7. 社外監査役山並憲司氏は、複数の企業における豊富な経験に加え、法務・コンプライアンスについても幅広い経験を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 社外監査役福島史之氏は、公認会計士としての豊富な知識及び経験に基づき、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

**(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の全ての子会社の取締役、監査役及び執行役員であります。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、被保険者である対象役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### 基本方針

- ・役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけていること
- ・当社のフェーズに応じた持続的成長と中長期的な企業価値向上に資するものであること
- ・企業文化と整合したものであること
- ・適切な報酬水準であること
- ・決定プロセスに透明性・客観性があること

#### 報酬水準

以下を参考とすること

- ・外部環境や市場環境
- ・上場企業、あるいは同業他社の報酬水準

#### 報酬構成の概要

- ・基本報酬（金銭報酬）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度）により構成すること
- ・基本報酬の額は、職位、スキル、所管事業部門での職責、個人評価や事業計画に対する業績達成率等を勘案して決定すること
- ・株式報酬として、当社の持続的な企業価値成長へのインセンティブ強化及び株主とのより一層の価値共有を進めること等を目的として、社外取締役を除く取締役を対象として、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を導入していること
- ・当面は取締役の個人別の報酬等の額における割合としては、基本報酬を報酬の中心とすること
- ・ただし、基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の割合については、当社と同程度の事業規模又は関連する業種・業態に属する国内外の企業における水準等を踏まえ、当社の持続的成長への適切なインセンティブとして機能するよう継続的に検討し、設計すること

#### 報酬決定のプロセス

- ・報酬水準、報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、具体的な報酬額等について、社外役員と協議を行うものとする
- ・この協議を経て、最終的な各人別の報酬額の決定は取締役会において行うこと

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報 酬 等<br>の 総 額    | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額 |                   |                   | 対象となる<br>役員の数 |
|------------------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|---------------|
|                  |                   | 基 本<br>報 酬          | 業 績<br>連 動<br>報 酬 | 非 金<br>銭 報<br>酬 等 |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 146百万円<br>(16百万円) | 106百万円<br>(16百万円)   | —<br>(—)          | 39百万円<br>(—)      | 7名<br>(3名)    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 35百万円<br>(14百万円)  | 35百万円<br>(14百万円)    | —<br>(—)          | —<br>(—)          | 4名<br>(3名)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 181百万円<br>(31百万円) | 141百万円<br>(31百万円)   | —<br>(—)          | 39百万円<br>(—)      | 11名<br>(6名)   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年12月20日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の公正価値を上限として、2019年1月11日及び2019年3月19日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会で取締役会に委任された範囲でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は、2019年1月11日時点で5名、2019年3月19日時点で4名です。さらに、上記報酬等の枠とは別枠として、2021年12月21日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬は年額150百万円以内（年間発行可能株式総数5万株以内）とする旨を決議しており、当該定時株主総会で取締役会に委任された範囲で取締役1名に対して譲渡制限付株式の付与を行っております。当該定時株主総会終結時点の付与対象取締役の員数は3名です。なお、2022年12月20日開催の第11期定時株主総会において、一部内容の変更（対象取締役に対する年間発行可能譲渡制限株式総数を20万株以内とするもの）を行っております。当該定時株主総会終結時点の付与対象取締役の員数は4名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年12月20日開催の定時株主総会において、年額40百万円以内とする旨を決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。また、上記報酬等の枠とは別枠として、第5回新株予約権の公正価値を上限として、2019年3月19日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会で取締役会に委任された範囲でストックオプションとして新株予約権の付与を行っております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。なお、監査役に対する具体的な付与数は上記範囲内で監査役の協議により定めております。
4. 取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で報酬総額の決議を得ております。取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。
5. 非金銭報酬等として、取締役（社外取締役を除く。）に対し譲渡制限付株式を交付しており、上記には当事業年度における費用計上額を記載しております。当該譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、割当てを受けた日から、取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とし、原則として、退任日（又は退職日）に譲渡制限を解除します。

(注) 本事業報告では、会社法及び会社法施行規則に基づき開示項目とされている事項であっても、当社にとって記載すべき該当事項がない場合には、特記している場合を除き、記載を省略しております。

本事業報告中の「千円」単位は、単位未満を切り捨てて表示しております。



# 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>6,996,917</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>3,241,838</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 5,273,009        | 1年内返済予定の長期借入金          | 592,992          |
| 売 掛 金                  | 1,144,190        | 未 払 金                  | 774,602          |
| 前 払 費 用                | 470,697          | 未 払 法 人 税 等            | 217,316          |
| 関係会社短期貸付金              | 100,000          | 契 約 負 債                | 982,276          |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金      | 63,260           | 預 り 保 証 金              | 300,000          |
| そ の 他                  | 56,637           | 受 注 損 失 引 当 金          | 79,807           |
| 貸 倒 引 当 金              | △110,878         | そ の 他                  | 294,843          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,143,016</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>830,021</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>50,162</b>    | 長 期 借 入 金              | <b>800,008</b>   |
| 建 物                    | 26,227           | 関係会社事業損失引当金            | 30,013           |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △26,227          | <b>負 債 合 計</b>         | <b>4,071,860</b> |
| 建 物 (純 額)              | 0                |                        |                  |
| 工具、器具及び備品              | 222,479          | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                  |
| 減 価 償 却 累 計 額          | △172,316         | <b>株 主 資 本</b>         | <b>5,038,786</b> |
| 工具、器具及び備品 (純額)         | 50,162           | 資 本 金                  | <b>3,184,693</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>57,564</b>    | 資 本 剰 余 金              | <b>5,314,480</b> |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 57,564           | 資 本 準 備 金              | 5,314,480        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,035,288</b> | 利 益 剰 余 金              | △3,459,873       |
| 関係会社株式                 | 1,031,627        | そ の 他 利 益 剰 余 金        | △3,459,873       |
| 投 資 有 価 証 券            | 338,961          | 繰 越 利 益 剰 余 金          | △3,459,873       |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 239,114          | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△514</b>      |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 13,192           | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>29,287</b>    |
| 長 期 前 払 費 用            | 23,808           | その他有価証券評価差額金           | 16,709           |
| 繰 延 税 金 資 産            | 401,776          | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益          | 12,578           |
| 貸 倒 引 当 金              | △13,192          | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>5,068,073</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>9,139,934</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>9,139,934</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年10月 1 日から  
2025年 9 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                                                                                                                 |   |  |                                                                                   |                                      |                       |           |  |  |  | 金 額        |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|-----------|--|--|--|------------|--|
| 売上<br>売上<br>販売<br>営業<br>営業<br>受<br>受<br>そ<br>営<br>営<br>支<br>讓<br>支<br>為<br>そ<br>特<br>特<br>特<br>税<br>引<br>前<br>当<br>期<br>純<br>利<br>益 | 上 |  | 総<br>及<br>業<br>外<br>取<br>手<br>の<br>費<br>用<br>利<br>用<br>差<br>の<br>利<br>益<br>損<br>失 | 原<br>利<br>一<br>般<br>管<br>理<br>費<br>益 | 高<br>価<br>益<br>費<br>益 |           |  |  |  | 12,068,037 |  |
|                                                                                                                                     | 上 |  |                                                                                   |                                      |                       |           |  |  |  | 3,738,880  |  |
|                                                                                                                                     | 費 |  |                                                                                   |                                      |                       |           |  |  |  | 8,329,157  |  |
|                                                                                                                                     | 業 |  |                                                                                   |                                      |                       |           |  |  |  | 6,408,763  |  |
|                                                                                                                                     | 業 |  |                                                                                   |                                      |                       |           |  |  |  | 1,920,393  |  |
|                                                                                                                                     | 受 |  |                                                                                   |                                      |                       |           |  |  |  | 7,221      |  |
|                                                                                                                                     | 受 |  |                                                                                   |                                      |                       |           |  |  |  | 29,873     |  |
|                                                                                                                                     | そ |  |                                                                                   |                                      |                       |           |  |  |  | 4,973      |  |
|                                                                                                                                     | 営 |  |                                                                                   |                                      |                       |           |  |  |  | 42,067     |  |
|                                                                                                                                     | 営 |  |                                                                                   |                                      |                       |           |  |  |  | 14,683     |  |
| 支                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 13,018    |  |  |  |            |  |
| 讓                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 7,820     |  |  |  |            |  |
| 支                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 16,493    |  |  |  |            |  |
| 為                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 2,516     |  |  |  |            |  |
| そ                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 54,531    |  |  |  |            |  |
| 特                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 1,907,930 |  |  |  |            |  |
| 特                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 100,000   |  |  |  |            |  |
| 特                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 25,000    |  |  |  |            |  |
| 税                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 9,316     |  |  |  |            |  |
| 引                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 134,316   |  |  |  |            |  |
| 前                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 32,019    |  |  |  |            |  |
| 当                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 117,059   |  |  |  |            |  |
| 期                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 130,907   |  |  |  |            |  |
| 純                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 26,568    |  |  |  |            |  |
| 利                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 306,554   |  |  |  |            |  |
| 益                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 1,735,692 |  |  |  |            |  |
| 税                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 226,796   |  |  |  |            |  |
| 引                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | △31,221   |  |  |  |            |  |
| 前                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 195,574   |  |  |  |            |  |
| 当                                                                                                                                   |   |  |                                                                                   |                                      |                       | 1,540,117 |  |  |  |            |  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社プレイド  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 新 井 浩 次  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プレイドの2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月18日

株 式 会 社 プ レ イ ド 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 後 藤 圭 史 ㊟

社 外 監 査 役 山 並 憲 司 ㊟

社 外 監 査 役 福 島 史 之 ㊟

以 上



株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年としておりますが、売上高等の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、業績等の経営成績を適切に開示することで経営の透明性を向上させることを目的とし、これを毎年1月1日から同年12月31日までの1年とするべく、現行定款第40条（事業年度）を変更し、これに伴い、現行定款第11条（招集）、第12条（定時株主総会の基準日）及び第42条（剰余金の配当の基準日）につき所要の変更を行うものであります。また、この変更に伴い、第15期事業年度は、2025年10月1日から2026年12月31日までの15ヶ月間となるため、経過措置として、附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第11条（招集）<br/>1. 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<br/>2. 当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第12条（定時株主総会の基準日）<br/>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>第40条（事業年度）<br/>当会社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から<u>翌年9月30日</u>までの年1期とする。</p> | <p>第11条（招集）<br/>1. 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。<br/>2. 当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第12条（定時株主総会の基準日）<br/>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>第40条（事業年度）<br/>当会社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>同年12月31日</u>までの年1期とする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第42条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(新設)</p> | <p>第42条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条（事業年度に関する経過措置）</u></p> <p><u>第40条（事業年度）の規定にかかわらず、第15期事業年度は、2025年10月1日から2026年12月31日までとする。なお、本附則は、第15期事業年度終了後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条（取締役の任期に関する経過措置）</u></p> <p><u>第20条（任期）の規定にかかわらず、2025年12月18日開催の第14期期定時株主総会において選任された取締役の任期は、第15期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第15期事業年度に関する定時株主総会の終結後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第3条（会計監査人の任期に関する経過措置）</u></p> <p><u>第38条（会計監査人の任期）の規定にかかわらず、2025年12月18日開催の第14期定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、第15期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第15期事業年度に関する定時株主総会の終結後にこれを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役の全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社の株式の数 |
|------------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1          | くらはし けん た<br>倉橋 健太<br>(1983年3月14日生)      | 2005年4月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社<br>2011年10月 当社設立 当社代表取締役CEO就任<br>2022年1月 当社代表取締役執行役員CEO就任（現任）                                                                                                       | 10,965,000株     |
| 2          | しばやま なお き<br>柴山 直樹<br>(1982年9月19日生)      | 2011年9月 株式会社エスキュービズム入社<br>2013年4月 当社入社 取締役CTO就任<br>2018年4月 当社執行役員就任<br>2019年2月 当社取締役執行役員就任（現任）                                                                                                     | 7,066,000株      |
| 3          | たかやなぎ けい た ろう<br>高柳 慶太郎<br>(1982年9月21日生) | 2005年4月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会社）入社<br>2008年11月 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社入社<br>2011年10月 当社取締役就任<br>2013年3月 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社取締役就任<br>2014年3月 同社取締役副社長COO就任<br>2016年4月 当社取締役退任<br>2018年12月 当社取締役執行役員就任（現任） | 292,043株        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式の数 |
|------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 4          | まつざわ かおる<br>松澤 香<br>(1978年9月29日生)   | 2002年10月 弁護士登録、森綜合法律事務所<br>(現森・濱田松本法律事務所) 入<br>所<br>2008年 6 月 米国ハーバード大学ロースクール<br>修士課程 (LL.M.) 修了<br>2009年 1 月 ニューヨーク州弁護士登録<br>2011年12月 国会 東京電力福島原子力発電所<br>事故調査委員会 事務局 総務・調<br>査部 調査課長就任<br>2014年11月 厚生労働省 年金局 年金積立金管<br>理運用独立行政法人 (GPIF) ガ<br>バナンス強化担当参与就任<br>2017年10月 松澤香法律事務所設立<br>2019年 1 月 三浦法律事務所設立 パートナー<br>就任 (現任)<br>2021年 2 月 OnBoard株式会社 代表取締役<br>就任 (現任)<br>2022年12月 当社社外取締役就任 (現任)<br>2023年10月 渋谷区副区長就任 (現任) | 0株              |
| 5          | み むら まさむね<br>三村 真宗<br>(1969年8月15日生) | 2006年10月 マッキンゼー・アンド・カンパニ<br>ー入社<br>2008年 2 月 日本マイクロソフト入社<br>2009年 4 月 ベタープレイス・ジャパン株式会<br>社入社<br>2011年10月 株式会社コンカー 代表取締役社<br>長就任<br>2024年 6 月 株 式 会 社 U-ZERO 代 表 取 締 役<br>CEO就任 (現任)<br>2024年12月 当社社外取締役就任 (現任)                                                                                                                                                                                                           | 20,000株         |

(注) 1. 高柳慶太郎氏と当社との間には、同氏が当社に対して金銭報酬債権を現物出資しているという取引関係がありますが、これは譲渡制限付株式報酬制度に基づく金銭報酬債権の現物出資であります。松澤香氏は三浦法律事務所パートナー及びOnBoard株式会社の代表取締役であります。三浦法律事務所と当社との間には法律相談等の法律事務に関する委任契約という取引関係がありますが、同氏は当該契約上の委任事務には関与しないとともに、当該契約における報酬は委任事務の内容を勘案し合理的な報酬

額としております。なお、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 松澤香氏及び三村真宗氏は、社外取締役候補者であります。当社は、松澤香氏及び三村真宗氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 松澤香氏は、2022年12月に当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本株主総会終結の時をもって3年であります。また、三村真宗氏は、2024年12月に当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
4. 倉橋健太氏を取締役候補者とした理由は、当社の代表取締役として、創業時より事業全般を統括し、また、企業価値向上に資する様々な課題に取り組んできており、今後も強いリーダーシップで事業を推進できると判断したためであります。
5. 柴山直樹氏を取締役候補者とした理由は、技術開発における豊富な知識及び経験を当社の事業の更なる拡充に活かすことができると判断したためであります。
6. 高柳慶太郎氏を取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な知識及び経験を当社の事業の更なる拡充に活かすことができると判断したためであります。
7. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松澤香氏は、弁護士及び企業経営者としての豊富な知識及び経験を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、社外取締役候補者といたしました。

三村真宗氏は、企業経営者としての豊富な知識及び経験を有し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、社外取締役候補者といたしました。

8. 当社は、松澤香氏及び三村真宗氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社役員の状況 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

〔ご参考〕

第2号議案の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会及び監査役会構成員のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

各役員がスキルを保有していることを前提として、当社が各役員に対して特に求める項目に○印をつけています（最大4個としています）。

| 氏名         | 企業<br>経営 | テクノ<br>ロジー | 営業・<br>マーケティング | 法律 | 財務<br>会計 | 監査 | グローバル |
|------------|----------|------------|----------------|----|----------|----|-------|
| 取締役 倉橋 健太  | ○        | ○          | ○              |    |          |    |       |
| 取締役 柴山 直樹  |          | ○          | ○              |    |          |    | ○     |
| 取締役 高柳 慶太郎 | ○        | ○          | ○              |    |          |    |       |
| 取締役 松澤 香   | ○        |            |                | ○  |          |    | ○     |
| 取締役 三村 真宗  | ○        |            |                |    | ○        |    | ○     |
| 監査役 後藤 圭史  |          | ○          |                | ○  |          | ○  |       |
| 監査役 山並 憲司  | ○        |            |                | ○  |          | ○  | ○     |
| 監査役 福島 史之  |          |            |                |    | ○        | ○  |       |

当社は、「データによって人の価値を最大化する」をミッションに掲げるテクノロジーカンパニーであります。事業環境が刻々と変化する中、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、同分野における経営やマネジメントに加え、成長初期・投資フェーズであるSaaS事業においては営業・マーケティング戦略やプロダクト開発を迅速かつ正確に推進することが重要であります。

また、成長初期・投資フェーズである当社が同分野を席卷する国内外のプレーヤーとの競争において当社の事業を一層スケールさせるためには、成長投資（M&Aを含む）やグローバル展開を避けて通ることができません。

そのため、これらの現況において自らが備えるべきスキルとして、「企業経営」「テクノロジー」「営業・マーケティング」「グローバル」の項目を選定しています。

また、上記の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、コーポレートガバナンスやリスク管理・コンプライアンス分野における着実な経営判断とその監督が極めて重要になります。加えて、事業スケールのためには、強固な財務基盤の構築と財務戦略の推進が必要であり、そのためには、実務に裏打ちされた財務・会計分野における確かな知識・経験が必要であります。

したがって、「法律」「財務会計」「監査」の項目も選定しています。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年12月20日開催の第7期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。さらに、2021年12月21日開催の第10期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）に対し、上記の報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）及び業績条件型株式報酬制度を導入し、本制度に基づき発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間5万株以内（2022年12月20日開催の第11期定時株主総会において年間20万株以内に改定）、その報酬の総額は年額150百万円以内とすることにつきご承認いただいております。

今般、株主の皆様との一層の価値共有を進め、株主の皆様と同じ目線で会社経営に対する監督及び助言に取り組むことを促すことを目的として、当社の社外取締役についても、本制度の付与対象者に加えることにつきご承認をお願いいたします。なお、業績条件型株式報酬制度につきましては、社外取締役が対象外であることにつき変更はありません。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

1. 取締役（社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。）の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
2. 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間20万株以内（うち、社外取締役分は年間3万株以内）、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は5名（うち社外取締役は2名）であり、第2号議案が原案どおり承



認可決されますと、引き続き対象取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

（1）対象取締役は、3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（2）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（2）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

（6）上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（7）上記（6）に規定する場合においては、当社は、上記（6）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、株主の皆様との一層の価値共有を進め、株主の皆様と同じ目線で会社経営に対する監督及び助言に取り組むことを促すことを目的として、社外取締役についても本制度の対象とし、譲渡制限株式の付与を行うためのものです。

当社は2021年12月21日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての



決定に関する方針を決議しており、その概要は事業報告13頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、その内容をご承認いただいた内容と整合するよう変更いたします。

また、本議案に基づく対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与は、2022年12月20日開催の第11期定時株主総会で承認された株式報酬枠の範囲内で行うものであり、ご承認いただいた範囲を超えて希薄化が生じるものではありません。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

#### 第4号議案 資本準備金の額の減少の件

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第448条第1項の定めに基づき、資本準備金の額の減少を行い、その全額をその他資本剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

1. 減少する資本準備金の額

資本準備金の全額にあたる5,314,480,839円

2. 資本準備金の減少が効力を生ずる日

2026年2月28日

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号  
YUITO 日本橋室町野村ビル5階 大ホール (a+b)  
「野村コンファレンスプラザ日本橋」



交通 J R: 総武本線「新日本橋」駅より  
地下通路にて東京メトロ「三越前」駅方面へ (A9 出口直結)  
各線 「神田」駅 (南口) 徒歩 7 分  
地下鉄: 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅 (A9 出口直結)  
東京メトロ銀座線・東西線 「日本橋」駅 (B12 出口) 徒歩 7 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。